

## 第4期雲南市農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 平成26年4月23日(水) 14:30~15:50

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

### 3. 出席委員(37)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典
13番 高橋敬二	14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義
17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄
21番 山本博子	22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温
25番 名原玲子	26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕
29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博	31番 石橋義明	32番 武田京子
33番 周藤寛洲	34番 橋本 博	35番 陶山直利	36番 勝部有二
37番 板持 庸			

4. 欠席委員(0名) なし

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文  
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第200号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第201号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第202号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第203号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第204号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成26年第34回総会を開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は37名であります。欠席委員はありません。全員出席です。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第34回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、31番石橋委員、32番武田委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第200号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第200号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は合計1,703㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「山林原野化しており、耕作不能になったため」ということでございます。平成26年4月11日に現地調査を行っておりまして、確認委員は、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんです。今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第200号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第200号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第201号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第201号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内、面積は合計3,705㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。借受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」ということです。賃借料は親戚ということで無償、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は合計590㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>10アール当たり 500,000 円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は 1,050 m<sup>2</sup>です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり 142,000 円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも田が2筆、登記簿田・現況畑が1筆で、面積は合計 942 m<sup>2</sup>です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さんの共有名義です。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は10アール当たり 424,000 円で、確認は〇〇委員です。こちら空き家付き農地となっております。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は合計 1,065 m<sup>2</sup>です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、家庭菜園として耕作したい」ということです。土地代は無償、確認は〇〇委員です。こちらも空き家付き農地となっております。</p> <p>以上5件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしております。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第201号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第201号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第202号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第202号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計25㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。また、墓地の周囲を通路及び管理地として整備したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況雑種地、面積は239㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画10台分を整備されます。転用理由は、「従業員及び来客駐車場が不足したため、駐車場及び庭として整備したい」ということです。こちら始末書が提出をされておりました、「平成20年に造成し、駐車場として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿畑が2筆、田が1筆、現況宅地が3筆、面積は239㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫・作業場で、車庫兼作業場1棟177.90㎡を整備されます。転用理由は、「作業場、車庫として整備したい」ということです。こちら始末書が提出をされておりました、「昭和50年に作業場兼車庫を建築し、以降利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、3件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
6 番	<p>申請番号2番と3番についてです。昨年の農地パトロールの時に、事務局から無断転用のリ</p>

発信者	議 事 要 旨
6 番	<p>ストをいただきまして、逐次戸別訪問をしたり電話等で指導をしてきました。この度その中から2件□□さんと〇〇さんが、4条の許可申請書を出されました。ここに書いてあるとおりです。大変申し訳なく思っておられますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第202号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第202号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第203号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページをご覧ください。「議第203号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は2,154㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は事業用事務所・駐車場で、事務所1棟25㎡、休憩室1棟18㎡、冷蔵庫1棟9.45㎡、駐車区画25台分を建設されます。転用理由は、「借受人は現在〇〇市に〇〇営業所を構え、貨物自動車運送業を営んでいるが、自宅から遠方にあるため管理が大変不便である。そこで、この度自宅から近距離にある申請地を借り受け、事務所・駐車場を移転したい」ということです。農用地区域外で賃借料は、10アール当り46,000円、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。図面の38ページをご覧ください。昨年農用地(農用地区域)の除外申請が出ておりまして、その際は申請地の右側の△△-△についても駐車場にするとということでした。しかし、その後駐車場と事務所が△△-△におさまったということで、△△-△については畑として利用されることとなったようです。こちらについては、7月に農用地(農用地区域)の編入の申請をされることになっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は778㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟133.46㎡、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「家族が増えたことで現在の住まいが手狭となったため、両親の住む住宅に近接した位置である申請地を転用し住居を新築する」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成26年2月に事業着手してしまった」ということです。農用地区域外で土地代は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は54㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路及び駐車場で、駐車区画2台分を建築されます。転用理由は、「宅地進入路が狭く不便であり、また駐車場が手狭なため、申請地を譲り受け進入路及び駐車場として利用したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成25年4月に一部舗装し利用してきた」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当たり1,851,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計753㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は自動車修理工場及び駐車場で、自動車修理工場1棟54㎡、駐車区画10台分を建設されます。転用理由は、「現在自宅敷地内で自動車修理業を営んでいるが、手狭になり営業に支障をきたすため、申請地を借用して、工場及び駐車場としたい」ということです。賃借料は無償で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は305㎡です。権利の種別は貸貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□株式会社代表取締役□□□□さんです。転用目的は太陽光発電パネルで、太陽光発電パネル187㎡を建設されます。転用理由は、「太陽光発電パネルを設置し発電事業を行う」ということです。賃借料は10アール当たり2,360,000円で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は211㎡</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□代表役員□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 11 台分を建設されます。転用理由は、「現在利用している駐車場が狭く葬儀、祭事、行事等の際、不便であり申請地を合わせ駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に指定されております。土地代は 10 アール当り 1,300,000 円で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの 3 番と同じであります。</p> <p>以上 6 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
3 3 番	<p>申請番号 1 番についてです。図面の 39 ページをご覧ください。第 1 種農地ということですが、これは、10 年位前から市道〇〇線の改良工事が続いております。現在も完成しておりません。途中ですが、申請地が利用できる状況になったからこういう申請を出されたわけですが、事務局から説明がありましたように、申請人は〇〇市で運送業の営業所を構えておられます。不便であるからこっちへ移転されます。長距離運送ですから大きな車が要るということです。そのことに関しては図面の 38 ページの事業計画図面に記載されております。それから、ご覧のような畑地状態になっておりましたが、所有者が高齢のために耕作が難しいという状況もあっているようです。</p>
2 8 番	<p>申請番号 2 番の始末書案件についてです。図面の 43、44 ページをご覧ください。2 度に渡りまして除外申請を行っております。分筆ができなくて手間取ったということです。要するに隣接する地権者の同意がもらえなくて、隣接する地主さんを入り込んで除外しなければならなくなった案件です。転用理由は書いてありますように、子供さんが早く家を建てたいという思いがありました。既に牛舎の横にひさしを出したり、物置を置いたりして使っておられるような状況です。分けて整理したいということでしたが、分筆はかなわず一括の除外となった経緯があります。実は転用理由の括弧書きに「平成 26 年 2 月に事業着手してしまった」とありますが、非常に恐縮がっております。去年の 6 月に除外が終わりまして、資金証明を申し込んだところ銀行からの融資が手間取り、3 月になってやっと目途がつきかけたことから先に着手してしまったということです。基礎のコンクリが始まった状態で申請が出てまいりまして、事務局からの指導もありました。こういった状態で動き出してしまったということで、始末書を出していただいた案件です。無償となっておりますが、□□さんがお父さんで地主さんです。□□さんが子供さんで土地を借りられます。よろしくをお願いします。</p>
2 4 番	<p>申請番号 3 番についてです。図面の 48、49 ページをご覧ください。今回三角の所をもらえるわけですが、横が本宅です。奥の所に山林がありまして、山の木を伐採されたようです。そうしましたところ、水路の水の流れが変わってきたようです。申請地の所に水が集まってくるようになって、□□さんの宅地に水が入るようになったようです。困って地主の□□さんに相談されまして、「水が宅地に入っていけないので維持管理をするためにコンクリをさせて欲し</p>



発信者	議 事 要 旨
24番	い」とお願いをされました。□□さんの了解を得てやってしまったということでございます。宅地に水が入るので仕方なかった。大変申し訳なかったということですのでよろしく申し上げます。
議長	他にはありませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	お諮りいたします。
	「議第203号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第203号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第204号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページをご覧ください。「議第204号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。
	16ページをご覧ください。今回の案件は大東町25件、加茂町1件、木次町3件、三刀屋町1件、吉田町3件、掛合町2件の計35件申請されております。
	この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。
	ご審議よろしくお願いたします。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号28番の案件がございますので、ご配慮ください。15時35分まで暫時休憩としますので、休憩の間にご協議をお願いします。

発信者	議 事 要 旨
	(15時20分から15時35分まで町ごとに協議)
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>最初に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号28番の案件を除く案件についてお願いします。大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。一言添えておきたいと思えます。地元農業委員さんは大変だったと思います。これまでも担い手農家が倒れられますと苦労された経過がございます。これからこういったことが担い手に次々と出てきますと、大変だなという思いがしました。一日も早く法人化を進めなければいけないと思ったところです。</p>
6番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
5番	<p>木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
3番	<p>吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
23番	<p>掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
1番	<p>質問ではありませんが、29番委員さんからの報告についてです。私が農業委員になった時からずっと言っておりますが、個人への田の集積は賛成しかねております。農業は家族経営ですから集積しても2ha位ではないかと思えます。加茂でも昔□□さんが8ha位作っておられましたがお亡くなりになって、あとは大変でした。今回、〇〇委員さんはだいぶ苦労されたと思います。これが営農組合や法人の組織だった場合は、何とかありますけど、個人ということはいいような感じがしますが大変なことが多いわけです。今度の□□さんもだいぶ作っておられるようですが、後継者がおられるとか将来作ってもらえることが確実ならいいと思います。これから先大東ばかりでなくどこともが考えてやらないと、自分らが難儀しないといけなことが出てきます。参考にさせていただきたいと思えます。</p>
33番	<p>今おっしゃられたことについてです。□□さんという方は、30代の後継者が共にやっておられます。将来的にもできるという見込みがございます。それから、この地域では担い手農家が2人おられまして、主としてそこへ集積がされておりました。□□さんの経営面積は、賃借を含めて13ha位です。亡くなられた△△さんが6ha位でしょうか。大体今日出ております</p>

発信者	議 事 要 旨
33番	<p>利用権は、△△さんがこれまでやっておられた分の半分位です。あと半分は、法人さんにやっ ていただくということでございます。これについては少し不便な場所ですから、任意の契約に もとづいてとりあえず1年だけやってみてくださいということです。これは大東町の隣の木次 町の法人にお願いしたところです。以上背景を申し上げました。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第204号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 28番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ござい ませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第204号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申 請番号28番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定い たしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号28番の案件についてお願 いします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、35番〇〇委員にはご退席 願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号28番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表 いただきます。</p>
5番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑の ある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第204号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第204号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、5月の総会は5月23日(金)午後1時30分から「木次町サンワーク木次」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
事務局	<p><b>【その他事項】</b></p> <p>(1)平成26年度農林振興課予算について</p> <p>(2)平成25年度農業委員会活動報告について</p> <p>(3)平成26年度農業委員会予算について</p> <p>(4)平成25年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費会計・事務局会計決算報告について</p> <p>(5)監査報告</p> <p>(6)平成26年度雲南市農業委員会慶弔会計予算(案)について</p> <p>(7)平成26年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について</p> <p>(8)市町村農業委員会会長会議・研修会の報告について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_